

会員規定

平成30年2月28日制定
一般社団法人 和歌山県有床診療所協議会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会（以下「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の会員の入会等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。

(1) 本会の目的に賛同するものであること。

(2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員名簿に登録しなければならない。

(変更)

第3条 この規程は、定款第14条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。